

2022年 7月 13日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



夏季一時金要求書（２）

「業務G r . 伊東雅弘」氏名による、本年7月8日付「貴組合『夏季一時金要求書』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり嚴重に抗議申し上げます。

記

- 1 上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務G r . 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。当労組は、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を繰り返し求めておりますが、貴社是一向に是正しようとされません。不誠実極まりない対応であり、嚴重に抗議申し上げます。次回以降は必ず、貴社代表者による誠実なご回答を重ねて強く求めます。
- 2 上記書面によれば、「財務の悪化を含め、賞与の支給ができる状況にはありません。」と述べておられますが、「賞与の支給ができる状況に」あるか否かは誠実且つ率直な団体交渉の結果確認できることであり、伊東氏が一方的に判断することではありません。
- 3 上記書面によれば、「本書面」1(1)の『一律』の意味を明確にして、再度ご提案をしてください。」と述べておられます。当労組の言う「一律」とは、一般に日本語で「すべてが同じで例外がない」即ち各人が同じ方式で算定されるよう

に求めているのであって、この日本語がご理解頂けないのは残念至極であります。

- 4 上記書面によれば、「本年7月19日から21日の団体交渉の日程には、応じられません。」と述べておられますが、合理的理由が示されていません。また候補日の提示も無く、不当労働行為意思に基づく団交拒否と考えざるを得ません。

また、「団体交渉を実施する場合は外部会議室にて、参加者双方各10名程度、2時間以内、傍聴・中継・録画なし、といたします。」と一方的な見解を主張しておられます。どのような態様で団体交渉を行うかは、優れて交渉事項であり、当労組という相手が存在するのであり、一方的に勝手な条件を押しつける態度は、厳に慎まれるよう求めます。

- 5 上記書面は、当労組本年6月30日付「夏季一時金要求書」の「4 注意事項①」で申し上げた「質問・要求に沿わない回答」及び、「注意事項②」で「その項目毎に、①具体的ご回答、②その合理的理由及び根拠を示されるよう求めます。」、「貴社が上記を示せない場合には、上記開催条件に合意頂けたものと理解し、上記『第一希望日』での日程及び開催条件での団体交渉を開催されるものと理解いたします。」と申し上げたにも関わらず、貴社は不誠実な回答を為されました。

従いまして、当労組としましては、団体交渉開催の当労組第一希望日である本年7月19日（火）18時30分開催に向けて準備を進め、当日は貴社本社3階食堂にてお待ちしております。

以 上